特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２０８６号
東京都千代田区丸の内１丁目７番12号サピアタワー14Ｆ弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
清算株式会社　五十嵐管理株式会社
1　決定年月日　平成26年１月24日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第４２号
愛知県春日井市瑞穂通５丁目33番地
清算株式会社　株式会社清和
代表清算人　清水　精次
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第２０７８号
東京都目黒区碑文谷５丁目５番15号
清算株式会社　碑文谷商事株式会社
代表清算人　前川　理佐
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
２　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、協定債権者の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
１　定義
一般債権とは、別紙協定弁済額予定表の債権額合計の欄記載のとおり、協定債権のうち開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済及び免除
⑴　弁済額の算定
前項で確認した一般債権額を基準債権額とし、別紙協定弁済額予定表の債権弁済額の欄記載のとおり、金3907万3268円を基準債権額により按分して弁済額を算定する。
⑵　免除額
本協定認可決定確定後１か月以内に、本項⑴で算定された弁済額を弁済し、弁済時に一般債権額と弁済額の差額について免除を受ける。
３　追加弁済
⑴　清算業務終了時において、清算株式会社が有する現預金から、清算結了までに生じる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を弁済するために必要な金額を控除してなお残額が存する場合は、協定債権者に対し、当該残額を協定債権者の基準債権額で按分して弁済する。
⑵　⑴による弁済を行った場合は、第２項⑵に基づく免除は、当該追加弁済額を限度として、⑴に基づく弁済時に遡って効力を失う。
４　新たな財産が発見された場合の弁済
⑴　第２項⑵及び第３項⑴の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権者の基準債権額で按分して弁済する。
⑵　⑴による弁済を行った場合は、第２項⑵に基づく免除は、当該追加弁済額を限度として、⑴に基づく弁済時に遡って効力を失う。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第１８７号
千葉県市原市辰巳台西３丁目11番地２　三井造船双葉寮
再生債務者　佐々木陽平
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年２月18日まで
4　一般異議申述期間　平成26年３月４日から平成26年３月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再イ）第１３１号
さいたま市見沼区春岡１丁目10番地26
再生債務者　後藤　浩二
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年２月19日まで
4　一般異議申述期間　平成26年３月５日から平成26年３月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第２９２号
札幌市西区発寒10条２丁目４番１―403号
再生債務者　市川　英樹
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年２月20日まで
4　一般異議申述期間　平成26年３月６日から平成26年３月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第８３号
北九州市小倉北区中井３丁目10番21号
再生債務者　豊福　晴美
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年２月24日まで
4　一般異議申述期間　平成26年３月３日から平成26年３月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（再イ）第７８９号
東京都板橋区若木１―４―19―203
再生債務者　松賀美佐子
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年２月25日まで
4　一般異議申述期間　平成26年３月11日から平成26年４月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第７９９号
東京都町田市山崎町190―27
再生債務者　平井　秀樹
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年２月25日まで
4　一般異議申述期間　平成26年３月11日から平成26年４月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第８１０号
東京都調布市上石原３―45―23
再生債務者　山口　司郎
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年２月25日まで
4　一般異議申述期間　平成26年３月11日から平成26年４月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再イ）第１号
北海道士別市東９条４丁目
再生債務者　木下　秀樹
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年２月26日まで
4　一般異議申述期間　平成26年３月12日から平成26年３月19日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２６年（再イ）第１号
北海道留萌市末広町４丁目10番11号
再生債務者　阿部　守光
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年２月26日まで
4　一般異議申述期間　平成26年３月12日から平成26年３月19日まで
旭川地方裁判所留萌支部